

南会津町告示第34号

南会津町マッチングアプリ利用料補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

南会津町長 渡部正義

南会津町マッチングアプリ利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号のインターネット異性紹介事業その他の異性交際希望者の求めに応じて行われるインターネットマッチングサービスを利用し、結婚をする意向のある独身の男女の出会いを支援し、少子化対策の推進を図るため、当該インターネットマッチングサービスの利用に係る経費の一部を補助するにあたり、南会津町補助金等の交付等に関する規則（平成18年南会津町規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金を受けることができる対象者は、申請日において次の各号のいずれにも該当する18歳以上の独身である者（高校生を除く。）とする。

- (1) 南会津町が指定するインターネットマッチングサービス（以下「サービス」という。）を利用していること。
- (2) 町内に住所を有すること。
- (3) 町税等に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(対象経費)

第3条 事業の対象経費は、当該年度の4月1日から2月末日までのサービス利用に係る利用料金とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、事業の対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、上限を1万5千円とする。

(申請及び請求)

第5条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南会津町マッチングアプリ利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) サービスの利用に係る利用料金の額を証するもの
- (2) サービスの利用を証するもの
- (3) 運転免許証、旅券、個人番号カードその他の本人であることを証する書類の写し
- (4) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めた書類
（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を調査し、適当と認めたときは、南会津町マッチングアプリ利用料補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し）

第7条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたと認めたときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しを行う場合は、南会津町マッチングアプリ利用料補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（報告等）

第8条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。